

資料7-3別添 (日中系)	H21.9.29 (午前)
障害福祉サービス等に係る 事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の実施方法について

(「福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置」分については除く。)

※H21.3.27現在（本資料は、今後、変更があり得るものである。）

**厚生労働省資料
(抜粋)**

(3) 新事業移行促進事業 (新規)

1 事業の目的

新体系への移行に伴うコストの増加等に対応できるよう、移行した新体系事業所に一定の助成を行う事業を設けることによって、旧体系施設から新体系への移行を促進することを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村

(2) 事業の内容

特定旧法指定施設が下記の新体系事業所等へ移行した月において、当該月の利用者数に応じて、事業所等に助成を行う。(助成対象は移行した当該1か月に限る)

- ・対象事業：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、施設入所支援

(3) 補助単価

- ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援
※障害者支援施設において行われるものを含む。

21年度:	1人につき	6,000円
22年度:	〃	5,700円
23年度:	〃	5,400円
- ・施設入所支援

21年度:	1人につき	5,000円
22年度:	〃	4,750円
23年度:	〃	4,500円

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 利用者負担については、徴収は不可とする。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係

(4) 事務処理安定化支援事業（新規）

1 事業の目的

障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県、指定都市、児童相談所設置市）

(2) 事業の内容

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、事務職員を配置し、次の条件に該当する場合に助成を行う。

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ① 定員60人以下の場合 | 事務職員を常勤換算で2人以上配置していること |
| ② 定員61人以上80人以下の場合 | 事務職員を常勤換算で3人以上配置していること |
| ③ 定員81人以上の場合 | 事務職員を常勤換算で4人以上配置していること |

注1 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。

(3) 補助単価 利用者1人あたり単価

- | | |
|------------------|---------|
| ①定員60人以下の場合 | 20,000円 |
| ②定員61人以上80人以下の場合 | 15,000円 |
| ③定員81人以上の場合 | 10,000円 |

注2 各年度の7月中における実利用者の人数に応じて助成を行う。

注3 実施期間(21～23年度)をとおして1事業所につき1回限りの補助に限る

3 補助割合 障害者施設：国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4
障害児施設：国1/2、都道府県（指定都市、児童相談所設置市）1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 ○ 原則、平成21年度中における助成とするが、平成21年8月以降に新規に事業を開始する事業所等については、平成22年度以降の助成も可能とする。

○ 事務職員の配置が助成基準を満たしていることについて、事業所が所在する都道府県に対して届出を行うこと。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係

(6) 地域移行支度経費支援事業（新規）

1 事業の目的

入所施設の入所者や精神科病院の入院患者の地域生活への移行を促進するため、地域での生活において必要となる物品の購入について支援を行うことを目的とする。

2 事業の内容

(1) 実施主体 都道府県

(2) 事業の内容

入所施設の入所者又は精神科病院の入院患者が地域生活に移行するに当たって、地域生活で新たに必要となる物品を購入するための費用の助成を行う。

- ・対象施設：障害者支援施設、宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床を有するものを含む。）身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設、精神障害者福祉ホームB型
- ・対象者：対象施設に2年以上入所等している障害者（宿泊型自立訓練事業所、精神障害者退院支援施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者福祉ホームB型を除く対象施設に2年以上入所・入院していた者に限る。）であって、居宅（賃貸住宅を含み、家族等との同居の場合を除く。）、ケアホーム、グループホーム又は福祉ホームに移行する者。
- ・対象物品：地域生活を開始するに当たり必要となる物品類（布団・枕・シーツ等の寝具、タオル、照明器具、食器類等であってグループホーム等の共用物品は除く。）

(3) 補助単価 1人あたり30,000円以内

3 補助割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

※（精神科病院、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設及び精神障害者福祉ホームB型からの退院・退所については、国1/2、都道府県（政令指定都市）1/2）

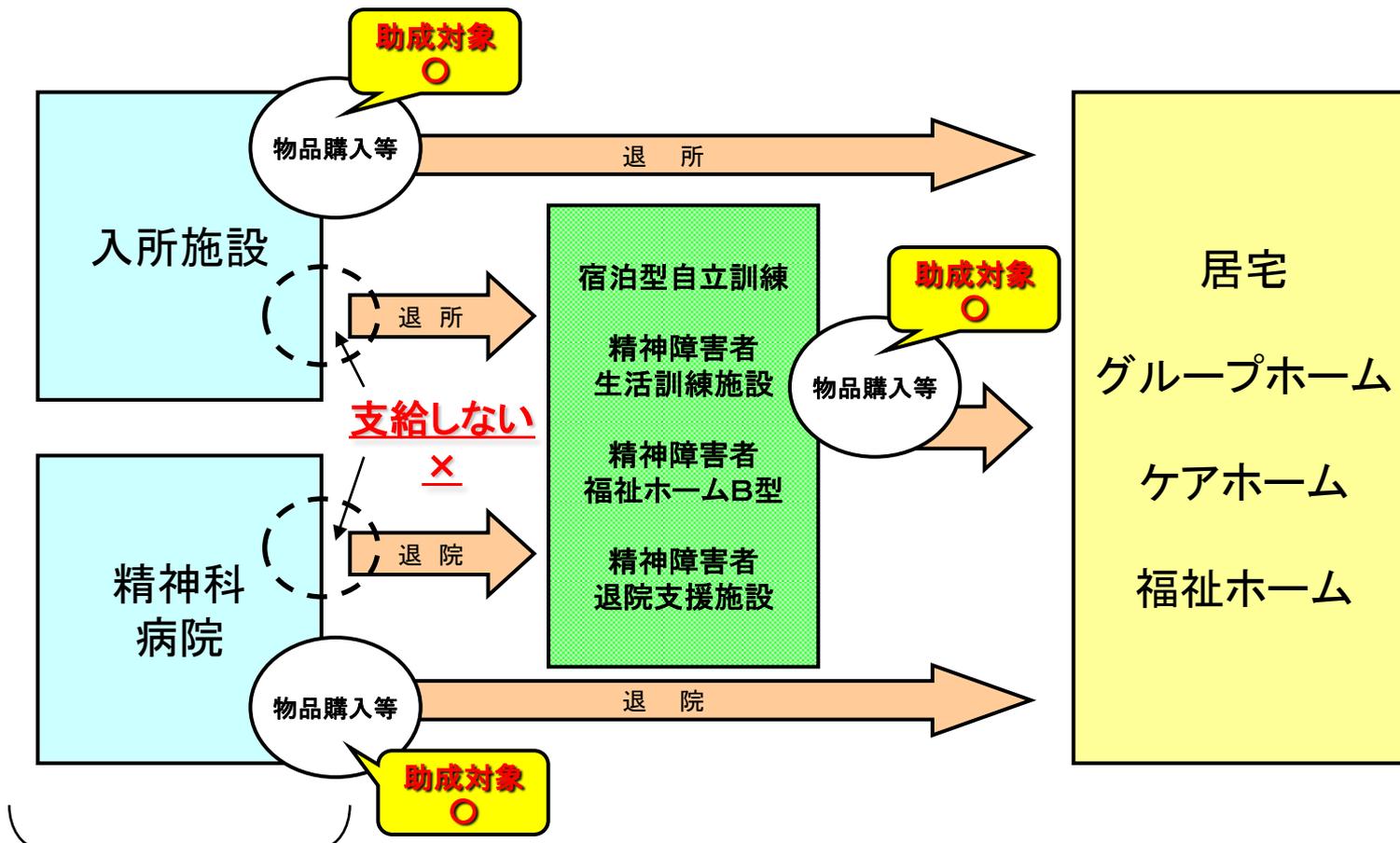
4 実施年度 平成21年度～23年度

5 留意事項

事業を行うに当たっては、都道府県等が対象施設に助成を行い、原則対象施設が対象者に現物をもって支給若しくは購入の支援又は現金の支給を行うこと。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 地域移行支援係

地域移行支度経費支援事業の助成対象



入所・入院期間が2年以上